

令和5年度

不良空家等除却補助事業のご案内



有田市では、地域の防災、防犯等、周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を促進し、市民の安全・安心で良好な住環境の向上を図るため除却費用の一部を補助する制度を実施しています。

★老朽化した空き家を所有しているが維持管理に困っている…

★空き家が原因で近隣に迷惑をかけている… など

～ 空き家で困っている方は、是非この機会にご活用ください！～

■ 申請受付期間 : **現在受付中** (令和6年1月31日まで) 【土日祝は除く】

■ 申請受付場所 : **有田市役所3階 都市整備課 公共建築係**

■ 募集予定棟数 : **11棟程度** (令和5年9月21日時点)

※補助金交付申請書提出順。予算がなくなり次第締め切ります。

**補助金
上限80万円**

1. 補助の対象となる空き家

- ① 概ね年間を通して住宅として使用実績がない空き家
- ② 専用住宅、併用住宅(2分の1以上が居住の用に供されていたもの)、長屋、アパート
- ③ 個人が所有する空き家
- ④ 空き家の不良度の測定基準の評点が60以上(市担当者の現地調査による) など…

2. 補助金の額

- 国が定める標準除却費または除却工事費のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じた額で80万円が限度 ※家財道具、塀、樹木などの撤去処分費は補助対象外

3. 補助対象者(申請者)

- 空き家の所有者または相続人、または左記の者より除却について同意を得た者
- 市税の滞納がないこと など…

4. 補助対象工事

- 建設業法の許可又は解体工事業登録を受けた有田市内の建設業者が請負う工事
 - 補助対象となる空き家の敷地内に存する全ての工作物を除却すること など…
- ※補助金の交付を決定する前に、契約・工事着手したものは補助対象外

5. 固定資産税の課税標準の特例措置

空き家の解体に伴い、固定資産税の住宅用地の特例措置は適用除外となりますが、本事業を活用すれば、特例措置と同様の減免制度が最長で5年度分受けられる場合があります。

6. 補助金の代理受領制度

代理受領とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。申請者は補助金相当額を除いた工事費を用意すればよいので支払額の負担が軽減されます。

まずは、現地調査から！

補助金交付申請には、不良空家等の認定を受けている事が条件となります。

空き家の現地調査及び認定申請は、年間を通して受け付けていますのでお気軽にご連絡ください！

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001036.html>

有田市役所 都市整備課 公共建築係 (市役所3階)

電話：0737-22-3619 (直通)

